



日本人経営者・管理者対象

# 事例・判例から学ぶ タイ労働関連法 (全3回)

訴えられてからでは遅い！  
訴えられる前の知っておくべき知識と対策！  
労務トラブルを未然に回避！



在タイ日本人の皆様が、実際の業務で直面する労務・人事関連の問題を採り上げ、数多くの事例・判例と法律、また日本との違いを照らし合わせながら、**全3回**に渡りじっくり学びます。問題に対処する正しい基礎知識を身に付け、雇用者と従業員のより良い関係を築き、日タイ間のビジネスが円滑になることが目的です。

**【場所】 泰日経済技術振興協会 パタナカーン ソイ 18**  
**【時間】 13:30～16:30**



## 【講師紹介】

前田 千文

TJ Prannarai Communication/  
TJ Prannarai Recruitment代表取締役

2001年の設立より、専門知識を必要とする(法律関連等) 翻訳・出版や、国際会議にも対応する通訳の派遣に携わる。タイの様々な労務問題を数多く知るにつれ、日本の法知識の必要性を感じ、日本の大学で法律学を学ぶ。  
在タイ20年の今年度は、「タイ国の外国企業における労務管理の課題と対応」というテーマで、大学院でさらに研究中。タイ日間の相互の発展と理解に貢献することを自身のモットーとしている。

## ★ 担当講師よりコメント ★

タイでビジネスをする上で重要な法律の一つが「労働法」です。労働法を理解した上で経営をするのと、理解をしないで経営するのでは大きな差が出ます。未然にトラブルを防ぐ、そして実際にトラブルが起きた場合には確実に対処する意味でも理解は必須です。本講座では、法律、判例、実務での運用、そして日・タイの労働法の差異などもお伝えしていきます。受講したその日から実務で役立つことを到達点としています。

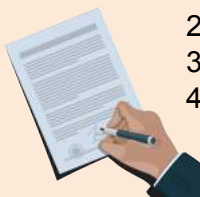


タイ語・日本語の両言語での  
就業規則はありますか？

ちゃんと  
同じ内容になっていますか？

## 第1回 2018年10月4日(木) 『就業規則を見直そう』

コースコード:A18KA009J



- 1.タイ国・労働法の位置付けと概要
- 2.就業規則と労働者保護法の関連
- 3.実務・法令・裁判判例の違い
- 4.事例・判例から学ぶ注意点



労働者や労働組合との労働紛争を  
解決するためにはどうすればいいの？

## 第2回 2018年11月8日(木) 『労使間の契約書と労使紛争』

コースコード:A18KA012J



- 1.労使間の契約書と必須項目
- 2.契約書の注意点
- 3.契約不備が原因として起こる紛争
- 4.事例・判例
- 5.労災(日本とタイの差異)
- 6.調停と訴訟



契約書に入れておかないと  
いけない項目は？

## 第3回 2018年12月6日(木) 『解雇のトラブル 事例・判例』

コースコード:A18KA013J



やむを得ず  
解雇通知を出すまでの  
適切な手順は？

- 1.整理解雇の考え(日本とタイの差異)
- 2.事例・判例を用いたケーススタディー
- 3.受講者のケースをシェアー



### 【ご受講料金】

#### 初回受講料金:

会員の方 :3,200 + VAT 7% 224 = **3,424 THB**

一般の方 :3,600 + VAT 7% 252 = **3,852 THB**

#### 2回目以降受講料金

会員の方 :2,200 + VAT 7% 154 = **2,354THB**

一般の方 :2,600 + VAT 7% 182 = **2,782THB**

\* 上記受講料金には教材費(タイ労働三法 日・タイ対訳)が含まれております。

\* 教育研修費は法人所得税申告の際、受講費の 2倍(200%)が損金として計上可能です。

【お申込み・お問い合わせ先】

泰日経済技術振興協会 研修部担当(日本語): 笹嶋

Tel: 02-717-3000-29 ext.754 E-mail: [japanese\\_course@tpa.or.th](mailto:japanese_course@tpa.or.th)

\*下記ウェブサイトからも直接お申し込みいただけます。

<http://www.tpif.or.th/WebDev/search.php?condition=Inc&cf=3>

